

平成 30 年度 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

実施者 公募要領

平成 30 年 4 月 10 日

厚生労働省医政局

平成30年度 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業
実施者 公募要領

1. 背景

我が国の在留外国人は約247万人（平成29年6月末現在）、訪日外国人旅行者は2,869万人（平成29年）と近年著しく増加している。また、「健康・医療戦略」では「我が国において在留外国人等が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策を着実に推進する。」とされている。今後、2020年に東京オリンピック・パラリンピックを控えていること、訪日外国人旅行者数については「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」決定）において2020年に4000万人、2030年に6000万人を目標としていることから、在留・訪日外国人数のさらなる増加が予想される。このような中で、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことがより一層求められている。

これらの背景を踏まえ、厚生労働省では、医療機関における医療通訳の配置を含めた外国人患者の受入れ体制の整備、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（Japan Medical Service Accreditation for International Patients: JMIP）」の普及促進の支援等を通じて、2020年までに「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所で整備するとの目標を前倒し、2017年度中に達成した。また、「観光ビジョン実現プログラム2017」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」を全国約900ヵ所選定する事業等を進めてきた。今後は「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）に基づいて、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すこととしている。

2. 事業目的

「未来投資戦略2017」に記載されているように、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指すことが必要になる。

外国人患者を受け入れるに当たって、言語が通じないことが患者及び医療機関の双方にとって不安要素の1つとなっているという意見がある。医療通訳の利用は、外国人患者が理解可能な言語でコミュニケーションができ、安心・安全に医療を受けるために有用である。また、医療機関にとっても、医療通訳の利用によって患者の症状を正確に把握しやすくなる。特に、電話による医療通訳は、対面型の医療通訳と比べて、①即時性がある、②対応可能な地域が限定されない、③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があり、利便性が高いと考えられる。

しかし、厚生労働省が実施したアンケート調査^{※1}では、電話医療通訳を含む医療通訳を利用した経験がある医療機関は、回答医療機関数1,441のうち218（12.7%）のみであり、その利便性の高さにも関わらず、医療機関における認知度は低いことが分かる。

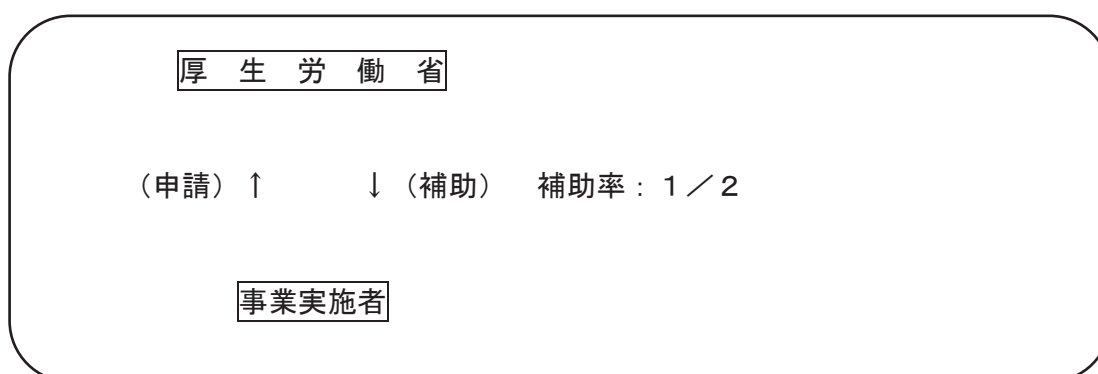
そこで、厚生労働省では、電話医療通訳の団体契約を通して、医療機関における電話医療通訳の利用を促進することを目的として、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」（以下、「本事業」という）を実施する。本事業により電話医療通訳の利用を通じ、

その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、外国人患者の受入環境の更なる充実を目指す。

※ 1 平成28年に厚生労働省が医療機関に対して実施した「医療機関における外国人旅行者及び在留外国人受入れ体制等の実態調査」。

本事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。本事業における「電話医療通訳」とは、電話回線を用いた電話通訳だけでなく、インターネット回線や情報通信技術を用いた通訳端末等も含めることとする。

※ 参考：交付スキーム



4. 本事業で対象となる事業実施者

複数の医療機関から構成される法人、複数の医療機関を運営する地方公共団体、病院団体、医師会等

5. 事業内容

下記の（１）及び（２）に係る事業を行う。

（１）電話医療通訳の団体契約

①事業実施者は、電話医療通訳サービス提供事業者との間で電話医療通訳の利用に係る契約を行う。事業実施者が一括して、電話医療通訳サービス提供事業者と電話医療通訳の利用に係る契約をすることにより、管下の医療機関へ（ア）サービスの周知・浸透、（イ）安い利用料でのサービス提供を図り、ひいては外国人患者の医療機関へのアクセシビリティ向上を実現する。

②事業実施者は、管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、本事業によりサービスを利用したい参画医療機関の募集及びサービス利用に伴う手続き等を行う。

③医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

(2) (1) の補助事業における取組内容や好事例・効果等の成果報告書の提出

事業実施者は以下に関して平成31年3月31日までに厚生労働省へ提出するものとする。
なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

- ①電話医療通訳の団体契約内容及びその実績（参画医療機関数や電話医療通訳の利用件数、利用言語・時間帯等）
- ②事業実施者が参画医療機関に対して実施した周知内容やフォローアップ内容等
- ③電話医療通訳を利用して外国人患者に対応した好事例（院内職員の負担が軽減した、トラブルを未然に防ぐことができた等）
- ④参画医療機関へのアンケート調査等による本事業の効果や課題に関するデータ（電話医療通訳の利便性への認識度等）

6. 事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省との緊密かつ協調的な連携体制の下で行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を逐次報告する必要がある。また、今後の外国人患者受入れ体制に係る施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

7. 補助額等

(1) 補助対象

「5. 事業内容」の補助事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、旅費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、会議費、雑役務費（電話通訳料）、通信運搬費、借料及び損料、委託費（これら費用に関するもの）に限ります。

(3) 補助金額

(1) に要する経費の $1/2$ ；上限1件当たり9,918千円

8. 採択件数（予定）

5件

9. 事業期間

事業者として選定された日から平成31年3月29日

10. 応募に関する諸条件

実施団体への応募者（以下、「応募団体」という）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 「5. 事業内容」の(1)及び(2)の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。

- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

11. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、厚生労働省医政局総務課において、上記「10. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価する。なお、応募の条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能とする)に対して対面もしくは電話にてヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものと見なす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定する。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
- ④ 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
- ⑤ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ⑥ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容であるか。
- ⑦ 経験・能力・体制等を踏まえ事業のスケジュールが明確になっているか。
- ⑧ 地域の医療提供体制や外国人患者受入れ体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
- ⑨ 事業実施に当たって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。
- ⑩ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。
- ⑪ 管下の医療機関において電話医療通訳の利用ニーズが十分にあるか。

- ⑫ 電話医療通訳を利用する参画医療機関を十分に募れる予定があるか（参画予定の医療機関数の多さやその所在地の地理的範囲の広さ等の観点から）
- ⑬ 管下の医療機関において外国人患者の受入れ体制整備を促進していく意欲があるか。

（４）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになる。

12. 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に８部提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。なお、評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもある。

①「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業企画書」

企画書には、以下の（ア）～（ク）の項目を盛り込むこと。

（ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール

（イ）事業スキーム図（事業実施者、電話医療通訳サービス提供事業者、参画医療機関の３者間の関係を明記すること。）

（ウ）本事業を実施する事業実施者の組織体制

（エ）事業に係る費用積算（類似様式の添付でも可）

（オ）現在応募団体にて実施している類似事業（あれば）の概要

（カ）管下の医療機関における外国人患者の受入れ状況や受入れ体制の整備状況（医療機関における受入れ状況が不明の場合は、地域における在留・訪日外国人数等、代わりとなる情報を記載すること。）

（キ）電話医療通訳を利用する参画予定の医療機関

（ク）外国人患者の受入れ体制に関する今後の方針（JMIP※²取得予定等）

※２ 外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP: Japan Medical Service Accreditation for International Patients）

参考URL:<http://jmip.jme.or.jp/search.php> (JMIPホームページ)

②団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料

③団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)

④その他必要な資料

（２）応募方法

①提出期間

平成30年４月10日（火）から平成30年４月24日（火）18時（必着）

②提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室 あて

郵送の場合、封筒の宛名面には、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」と朱書きにより、明記すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel : 03-5253-1111 (内線4115、4108、4107)

Fax : 03-3501-2048

以上

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考（摘要）
	員数	単価（円）	金額（円）	
非常勤職員				
旅費				
諸謝金				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
備品費（図書）				
雑役務費				
通信運搬費				
借料及び損料				
委託費				